

3 地域連携促進事業

(1) 事業内容

まちづくりのスキル・ノウハウ・アイデアを有しており、当該スキル等を活用した取組を新たに地域で始めたいと考えているNPOを募集します。

審査に通過した各NPOの概要やスキルをまとめたPR冊子を作成して、町内会をはじめとする地域に配布し、活動を希望する地域を募集します。地域から活動の申込があった場合にその地域へ対象NPOを派遣して、地域とともに活動を行っていただきます。地域で行う活動費について金銭的支援を行うとともに、スムーズに地域での活動が行えるよう支援を行います。

※1 事業のスケジュールについては15ページをご参照ください

※2 令和5年度に作成したPR冊子「NPOから地域への提案メニュー」をホームページにて公開しておりますのでご参照ください

【札幌市ホームページ：町内会等の地域の皆様へNPOから地域への提案メニュー～地域のお役に立てるようご提案します！】

https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/npo_network_chiikirenkei.html



(2) 補助額

1 活動あたり 上限5万円

地域からの希望によって派遣なるため、団体ごとに活動回数は異なります。採択された場合でも、地域から希望がない場合には、活動できない可能性があります。

補助金は1活動あたり5万円以内で、予算の範囲内において補助を予定しておりますので、地域からの申し込み状況などにより回数を制限する場合があります。

<対象経費>

補助対象経費は、補助金交付決定日から事業実施日までに支払額が確定し、かつ、支払済みの費用を対象とし、事業の実施に直接必要となる下記の経費とします。

経費項目	経費の内容・注意事項
人件費	事前打ち合わせ：1,500円/日（2人まで） 人件費：5,000円/日まで
交通費・燃料代	事業実施に必要な交通費やガソリン代など
消耗品費・材料費・印刷製本費	文房具、チラシの印刷料など
役務費	保険料や郵送料など
使用料・賃借料	会場使用料や物品のレンタル料など
その他市長が適当と認める経費	※個別に判断する

(3) 対象団体・活動要件

次のいずれも満たすこととします。

- ・非営利であること。
- ・札幌市内で行う活動であること。
- ・特定の個人又は団体等に限定した親睦若しくはレクリエーションを主たる目的としたものでないこと。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ・公序良俗に反するものでないこと。

(4) 応募要件

- ・札幌市内に事務所を有するNPOで、活動実績が1年以上あること。
- ・地域のまちづくりに活用できるスキル・ノウハウ等を有し、町内会等の地域との連携促進に向けた取組に参加を希望するNPOであること。
- ・札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- ・札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・構成員が10人以上の団体であること。
- ・宗教活動や政治活動が主たる目的の団体でないこと。
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- ・特定の政党のために利用されていないこと。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ・暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ・会則及び会計に係る規則等を設けていること。

(5) 応募方法

<提出期限>

令和6年4月17日（水）15時必着

※ 消印有効ではありませんのでご注意ください

<提出書類>

下記の様式は札幌市ホームページからダウンロードしてください。また、記載方法などホームページを参照してください。

(1)	連-様式 1	参加申込書
(2)	連-様式 2	活動内容等説明書
(3)		P R 冊子の団体紹介ページ
(4)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他 必要に応じ活動内容の分かる資料 ----- 既存の団体パンフレット等を添付してください
(5)	連-様式 3	納税に関する申出書 ※法人格がある場合
(6)	連-様式 4	代表者に関する申出書及び住民票の写し ※法人格が無い場合
(7)		登記事項証明書の写し ※法人格がある場合（N P O 法人除く）
(8)		定款や規則等の写し

札幌市ホームページ：令和 6 年度地域連携促進事業

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/reiwa6nenndotiikirennkeisokusinnzigixyou.html>



<提出方法>

参加申込書一式は原則メールで提出してください。パンフレットなどのメールで提出できない書類は、別途郵送又は持参により提出してください。

提出先
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階南側 市民文化局 市民自治推進室 TEL：011-211-2964 メール： shimin-support@city.sapporo.jp
メール送信時の注意事項
①件名について 件名を「令和 6 年度地域連携促進事業 参加申込書の提出（団体名）」としてください。 ②メール送信時のデータ要領について 本市のメールシステムの都合により、 <u>データ容量が 4 MB を超えるメールは受信することができないため、データ容量にご注意ください。4 MB を超える場合には分割していただくか、データを圧縮するなどして送信してください。これらの対策を講じてなお 4 MB を超える場合にはご相談ください。</u> ③メール送信後の電話連絡について 申請書類が提出できているかを確認するため、 <u>メール送信後に必ず電話でご連絡ください。</u> ご連絡がなく、提出期限後に提出していたことが判明した場合でも、期限内に提出されなかったものとして、取り扱いさせていただきます。

(6) 審査方法

<書類審査（非公開）>

各委員の採点（50点満点）を集計した合計点が6割5分を超えたもののうち、合計点の多い団体から順に採択します。

<審査項目>

評価項目		配点
活動状況	これまでの団体の活動状況	10
スキル・ノウハウ	スキル・ノウハウがまちづくり活動につながる内容であるか	10
地域ニーズ	地域のニーズに合致したプログラムを提供できるか	10
地域コミュニティ活性化	地域住民の交流などが促進され、コミュニティの活性化が期待できるか	10
発展の可能性	地域と連携及び活動が発展していく可能性があるか	10

(7) 留意事項

- ・ 提出された書類等は返却いたしません。
- ・ 応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- ・ 採択された活動内容や団体名は公表いたします。
- ・ 本事業は、民間事業者に委託して実施する予定です。

(8) 遵守事項

地域連携促進事業の実施にあたっては、法令及び札幌市の条例、規則、関係要綱並びに関係要領等の規定を順守していただきます。

(9) 地域連携促進事業のスケジュール

※ 日程及び内容が変更となる場合があります

